

公立大学法人横浜市立大学内部統制システムに関する規程

制 定 令和4年12月1日規程第71号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学業務方法書（平成17年4月1日制定）（以下「業務方法書」という。）第3条、第4条及び12条の規定に基づき、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）の役員（監事を除く。）の職務の執行が法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）に関し必要な事項を定め、業務の適正を確保するための取り組みを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役職員等

次に掲げる者をいう。

ア 法人の役員（監事を除く。）及び教職員等法人に勤務する者

イ 法人と雇用関係はないが、教育、研究及び診療等において法人に関係すると認められた者

(2) 部局等

次の組織を指して部局等という。

公立大学法人横浜市立大学の学則の職員組織及び運営組織、大学院学則の職員組織及び運営組織、事務組織規程の事務組織、学術院規程の組織及び運営組織、横浜市立大学附属病院規程及び横浜市立大学附属市民総合医療センター規程の診療科、部、センター、室等法人を構成するすべての組織

(3) モニタリング

内部統制が有効に機能していることを継続的に確認、評価、是正するプロセスをいう。

(4) リスク

法人の業務遂行の障害となる要因をいう。

第2章 内部統制システムの推進体制

(内部統制最高責任者)

第3条 法人に、内部統制最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、その職に理事長が当たる。

2 最高責任者は、内部統制システムに関する事務を統括する役職員その他内部統制システム推進のための体制を決定する。

3 最高責任者は内部統制システムの運用に関し、必要に応じて改善を命じることができる。

(内部統制担当理事)

第4条 法人に内部統制担当理事（以下「担当理事」という。）を置き、理事長が任命する。

2 担当理事は、内部統制システムの整備及び運用状況を統括し、継続的にその見直しを図る。

3 最高責任者より改善を命じられた時は、速やかに措置を講じるものとする。

(拠点統括責任者)

第5条 法人に拠点統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、総務部長、医学・病院統括部長及び市民総合医療センター管理部長をもって充てる。

3 統括責任者は、担当理事の指示のもと、内部統制システムの整備及び運用を推進する。

4 統括責任者は、当該拠点のリスク等を共有、その対策等の評価を行い、必要に応じ担当理事に報告を行う。

(拠点統括副責任者)

第6条 法人に拠点統括副責任者（以下「統括副責任者」という。）を置く。

2 統括副責任者は総務部総務課の課長、医学・病院統括部総務課長及び市民総合医療センター管理部総務課長をもって充てる。

3 統括副責任者は、拠点の内部統制システムの運用を推進するため、拠点内のモニタリングを行い、その運用状況を拠点統括責任者に報告する。

4 統括副責任者は、拠点のリスク等を共有、その対策等の評価を行い、必要に応じ拠点統括責任者に報告する。

(内部統制推進責任者)

第7条 部局等に、内部統制推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、部局等の長をもって充てる。

2 推進責任者は、部局等の内部統制システムの運用を推進するため、部局内等のモニタリングを行い、その運用状況を統括責任者及び統括副責任者に報告する。

3 推進責任者は、部局等のリスク等を共有、その対策等の評価を行い、必要に応じ統括責任者及び統括副責任者に報告を行う。

(内部統制推進副責任者)

第8条 部局等に、内部統制推進副責任者（以下「副責任者」という。）を置き、部局等の課長級管理職をもって充てる。

2 副責任者は、所属等の内部統制システムの運用を推進するためモニタリングを実施し、その運用状況を推進責任者に報告する。

3 副責任者は、所属等でリスク等を共有、その対策等の立案を行い、推進責任者に報告を行う。

3 副責任者は、定期的に所属等のリスク抽出及びその対策について自己点検を実施する。

(監事との連携)

第9条 最高責任者は、内部統制システムの整備及び運用状況に関し、必要に応じ、監事と連携し、助言を受ける。

(内部統制に係る委員会の役割)

第10条 法人の内部統制は、公立大学法人横浜市立大学コンプライアンス推進規程（平成19年規程第121号）第3条に定める公立大学法人横浜市立大学コンプライアンス推進委員会（以下、「コンプライアンス推進委員会」という。）が監督する。

第3章 モニタリング及びリスクマネジメント

(モニタリング)

第11条 役職員等は、次の各号に掲げるモニタリングを行う。

(1) 日常モニタリング

法令・規程等に基づく業務の適正を確保するために行う自己点検、相互牽制、承認手続きをいい、部局等が日常的な業務管理や業務改善等を行う中で実施する。

(2) 独立的評価

内部統制システムの運用状況や日常モニタリングの結果等を考慮し、監事監査又は横浜市立大学法人内部監査要綱に基づく内部監査により隨時行う。

(リスクマネジメント)

第12条 役職員等は、次の各号に掲げるリスクに対応する。

(1) 顕在化したリスク（顕在化リスク）

法人の業務を遂行する上で発生した事務ミス等

(2) 潜在的リスク

法人の業務を遂行する上で障害となる要因を伴う事案又は行為

(3) リスクマネジメント

リスクが顕在化しないよう予防するため、事前にリスクを識別、分析、評価し、業務リスクに適切に対応する組織的活動

2 法人は前項各号に掲げるリスクに対して次のリスクマネジメントを行う。

(1) 顕在化リスクのリスクマネジメント

部局等が業務を遂行するにあたり、リスクの顕在化を把握した場合、速やかに総務部総務課コンプライアンス推進担当に報告し、再発防止策を実施することにより行う。

(2) 潜在的リスクのリスクマネジメント

部局等が業務を遂行するにあたり、潜在的なリスクを把握した場合は、リスクの評価及び当該リスク発生防止対策若しくはリスク低減策を統括責任者及び統括副責任者を通じ内部統制担当理事に報告することにより行う。特に業務遂行の

障害となる可能性が高いと認められる事項については、必要に応じてコンプライアンス推進委員会に報告する。

(モニタリング及びリスクマネジメントの状況等の取扱い)

第 13 条 法人内のモニタリング及びリスクマネジメントの状況は、定期的にコンプライアンス推進委員会に報告する。

2 前項の報告の結果必要と認めるときは、コンプライアンス推進委員会は内部統制担当理事に改善を命ずることができる。

3 前項の改善を命じられたときは、担当理事は、速やかに拠点統括責任者を通じ、推進責任者等に命じて、改善措置を講じるとともに、その内容及び結果について、コンプライアンス推進委員会に報告をする。

(コンプライアンス推進委員会の任務)

第 14 条 コンプライアンス推進委員会は、次に掲げる事項について報告を受ける。

(1) 内部統制システムの整備及び運用状況の検証に関する事項

(2) 頤在化したリスク及び潜在的リスクの評価と対応

(3) その他内部統制やリスクマネジメントに関する重要事項

2 コンプライアンス推進委員会は、法人内で業務の自己点検、業務評価を実施する機関、委員会等に対し、必要に応じて点検結果、評価結果に関し報告を求めることができる。

第 4 章 梯則

(事務)

第 15 条 コンプライアンス推進委員会の事務局は、総務部総務課において行う。

(委任)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、内部統制システム等について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 4 年規程第 71 号）

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。